



Fujisawa City
藤沢市

移動支援・日中一時支援の報酬改定について

2024年7月18日

藤沢市福祉部障がい者支援課

報酬改定のねらい

- 人材確保のための処遇改善
- 移動支援による帰宅時間調整の解消
- 夕方支援の強化(介護者の就労とレスパイトの確保)

改善に向けたご協力をお願いします。

移動支援サービス報酬の改定

本体報酬額の引き上げ

- 30分50単位の引き上げ

早朝・夕方加算の創設

- 給付実績の多い1時間を中心に最大150単位を加算
- 通学支援加算については、2024年度をもって廃止します。

支援時間の延長

- 余暇支援のため、最大24時間までを設定
- 一方で、帰宅時間調整のための移動支援は、できるだけ抑制をお願いします。

サービスコードが増えますので、ご容赦ください。

単位数の変更

藤沢市移動支援サービスコード 改定案 (改定案)

名称・利用時間		単位数	単位差	(現行) 単位数
移動支援	30分	250	50	200
移動支援	1時間	350	50	300
移動支援	1時間30分	450	50	400
移動支援	2時間	550	50	500
移動支援	2時間30分	630	50	580
移動支援	3時間	710	50	660
移動支援	3時間30分	790	50	740
移動支援	4時間	870	50	820
移動支援	4時間30分	950	50	900
移動支援	5時間	1,020	40	980
移動支援	5時間30分	1,100	40	1,060
移動支援	6時間	1,180	40	1,140
移動支援	6時間30分	1,260	40	1,220
移動支援	7時間	1,340	40	1,300
移動支援	7時間30分	1,410	30	1,380
移動支援	8時間	1,480	20	1,460

早朝・夕方加算の創設

(改定案)

名称・利用時間	単位数	単位差
早朝・夕方加算 30分	120	120
早朝・夕方加算 1時間	150	150
早朝・夕方加算 1時間30分	100	100
早朝・夕方加算 2時間	70	70
早朝・夕方加算 2時間30分	50	50
早朝・夕方加算 3時間以上	30	30

早朝・夕方加算対象時間

(早朝) 午前7時30分から午前10時30分まで

(夕方) 午後3時から午後7時まで

※支援時間を15分を超えた場合加算対象

早朝・夕方支援加算の創設

①自宅から通所先までの移動支援

8:30	10:30
早朝・夕方加算算定可 算定時間2時間(70単位)	
本体請求2時間(550単位)	
自宅	通所先

②通所先から自宅までの移動支援

17:00	19:00	20:00
早朝・夕方加算算定可 算定時間2時間(70単位)		早朝・夕方加算算定不可
本体請求3時間(710単位)		
通所先		自宅

③通所先から日中一時支援等まで移動支援を行い(日中一時が2時間未満)、さらに帰宅時に移動支援を利用する場合

15:00	16:00 17:00	18:00
早朝・夕方加算算定可 算定時間1時間(150単位)	対象外	早朝・夕方加算算定可 算定時間1時間(150単位)
本体請求1時間 (350単位)		本体請求1時間 (350単位)
通所先	日中一時支援等	自宅

**現行の2時間ルールは
10月提供分から撤廃されます。**

その他事項

- 改定は、10月提供分からの予定です。
- コードについては調整中です。
→請求情報作成ツールの更新をお願いします。
- 算定は、各コード15分以上の支援とします。
- 実績記録表（提供報告書）の改定を予定しています。
- 移動支援サービス事業者の皆さまには、日中一時支援サービスの提供についてもご検討ください。

その他事項（通常のお願い）

□ 実績記録表の書き方

① 「〇〇へ散歩」「通学のため」等のように
目的＋目的地で書いてください。

② 移動支援終了後は、
その都度利用者のサインか押印をもらってください。

ご質問について

記載日

移動支援事業	日中一時支援事業
事業所名	担当者名
質問内容	

メールで質問を送る場合

*** 受付締切は、7月31日まで**